

# 条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第三十号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表都市整備部の項第八十七号中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に改め、同項中第百十五号を第百十六号とし、第九十八号から第百十四号までを一号ずつ繰り下げ、第九十七号の次に次の一号を加える。

九十八 不動産特定共同事業法第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録又は同条第三項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業の登録又は登録の更新の申請手数料	六万円
---	------------------------------	-----

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百八十五号を第三百八十六号とし、第三百五十号から第三百八十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三百四十九号の次に次の一号を加える。

三百五十 小規模不動産特定共同事業の登録又は登録の更新の申請手数料

附 則

この条例は、平成二十九年十二月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第八十七号の改正規定は、公布の日から施行する。